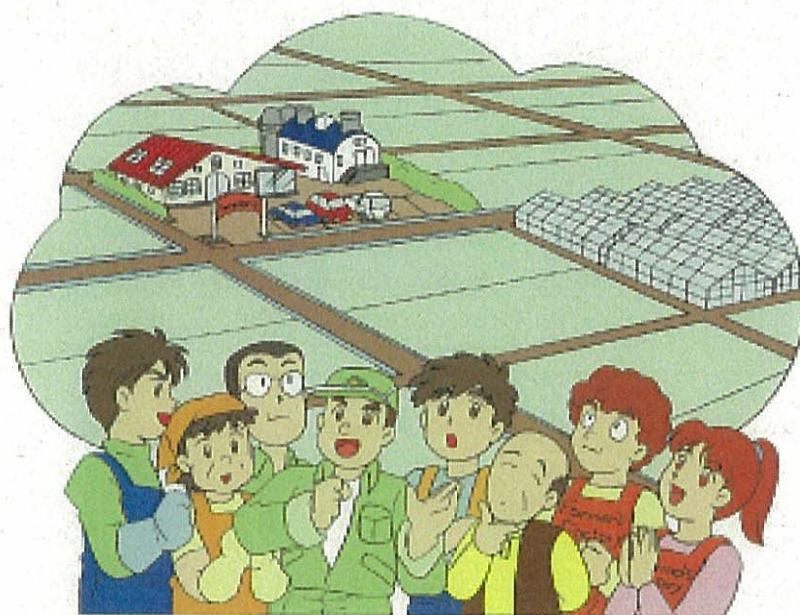


平成30年度第1回 評価委員会参考資料



平成30年 6月 6日(水)

公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

平成30年 6月 6日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (H29,12,7 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (H26,4,15)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、宮城県 (農振) 指令第165号 (H26, 10, 3) 及び、宮城県 (農振) 指令第167号 (H27, 10, 29) 並びに、宮城県 (農振) 指令第211号 (H28, 11, 2) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※H28年度分は、H29, 6, 9付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催予定及び内容

(1) 平成29年度以降 (H30 以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月 6日) . . . H28事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月19日) . . . H29事業中間報告
- ③年 度 内 (3月22日) . . . H29事業見通し・H30当初事業計画

(2) 平成30年度 (参考)

- ①年度当初 (6月 6日) . . . H29事業報告 (評価検討)

